

独占禁止法の裁判管轄の拡大を求める会長声明

去る平成22年3月12日、独占禁止法の改正法案が今国会に提出された。今回の改正法案は、公正取引委員会の審判制度を廃止し、不服審査を裁判所が行うことを主な内容とする。

これは、昨年の独占禁止法改正において、課徴金の対象となる違反行為を不当な取引制限と支配型私的独占に限っていたものを、一気に排除型私的独占や不公正な取引方法(不当廉売, 再販価格維持行為, 優越的地位の濫用など)にまで拡大したことに基づく抜本的な制度改正である。

ところが、政府の提出した改正法案は、公正取引委員会の排除措置命令・課徴金納付命令に対する不服申立て(取消訴訟)及び法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の管轄を、東京地裁の専属管轄とし、東京地裁以外では提訴できないこととしている。

政府は、独占禁止法違反事件は、法律と経済の融合する専門性の高い事件であるとし、東京地裁の専属管轄とすることにより、判断の合一性を確保するとともに、専門的知見の蓄積を図ることも管轄権を東京地裁に限る理由とするが、独占禁止法違反事件が、行政、労働、知的財産、倒産、医療過誤など各種事件に関する専門的訴訟分野と比べて、特段の専門性を有するとは一概には言えず、また、判断の統一性は最高裁など上級審において担保することができるから、改正法案が管轄を東京地裁に限定する理由はない。

また、今回の改正法案は、審判制度を廃止し、公正取引委員会の行った処分の適法性の審査を裁判所に委ねるものであるから、被処分者が処分の取り消しを求めたり、被害者が法第25条の無過失損害賠償請求権を行使する裁判所を、東京地裁に限定するのは、行政訴訟改革の一環として、国に対して不服を申し立てるにあたっては、申し立てる者の住所または居所をもとに定まる管轄地方裁判所にも提訴できる道が開かれたこと(行政事件訴訟法第12条第4項)とも矛盾し、東京圏以外の地方に在住する市民や事業者の権利救済の道を狭めるものであり、司法の行政に対するチェック機能の強化や市民が利用しやすい司法制度を実現することを目指す司法制度改革の理念に逆行するものである。

本会は、地方在住の事業者や市民の権利擁護の立場から、不服申立て等の提訴先を東京地裁に限定することなく、高等裁判所所在地を管轄する地方裁判所に認めること、もし、それがかなわないとすれば、少なくとも西日本の事業者や市民の権利擁護のために大阪地裁にも裁判管轄を認めるように、今国会に提出された独占禁止法改正法案の修正を強く求めるものである。

2010年(平成22年)4月30日

大阪弁護士会

会長 金子武嗣